



平成26年8月7日
航空局安全部
空港安全・保安対策課

航空機内における電子機器の使用制限を緩和します

- 携帯電話等の電子機器については、航空機の安全な運航に支障を及ぼすおそれがあるため、従前より、航空法に基づく告示[※]により航空機内での使用を制限しています。
- このたび、欧米において航空機内における電子機器の使用に関する方針が変更されたこと等を踏まえて、航空機の安全な運航を確保しつつ、旅客の利便性を向上させるため、この制限を見直し、本年9月1日から使用の制限を緩和いたします。

※「航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示」
(平成15年国土交通省告示第1346号)

- 主な見直し点は、以下のとおりです。

- ① 電子機器から発射される電波に対する航空機の耐性に応じて航空機を区分し、その区分ごとに使用可能な電子機器と時間帯を拡大します。
※航空機の耐性の区分により運用が異なりますので、ご搭乗の航空機内で使用可能な電子機器については、各航空会社にお問い合わせ下さい。
- ② 着陸の後、滑走路を離脱し誘導路に入った時^{注)}から、全ての電子機器が使用可能となります。

注) 誘導路がない空港については、着陸の後の滑走が終了し駐機場に向かった時

(別添)

- (1) 電子機器等を定める告示の見直しの概要
- (2) 電子機器の使用制限緩和概要(区分一の航空機内のケース)
- (3) 改正後の「航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示」(抄)
※(本年9月1日から施行)

【問い合わせ先】

国土交通省航空局安全部
空港安全・保安対策課

航空保安対策室 坂本、岩見

代表 03-5253-8111 (内線 48-172、48-176)

直通 03-5253-8727 FAX 03-5253-1663